



令和8年度 与那原町職員採用候補者試験案内 【行政職（初級・中級・上級）】

この試験は、採用候補者名簿登載日以降に与那原町の行政機関（町長部局、教育委員会部局、議会事務局等）に勤務する職員を採用するために実施します。

求める人材

- ・与那原町が好きで、町民と共に課題を解決していく人
- ・何事にも意欲的に取り組む、実行力のある人
- ・思いやりを持ち、コミュニケーション力のある人
- ・問題点を見だし、的確に分析し、改善・制度創設の出来る人
- ・社会情勢に的確に対応し、中長期的視野を持つことのできる人

- | | |
|-----------|--|
| ○ 受 付 期 間 | <u>令和8年8月4日（火）午前10時から</u>
<u>令和8年9月10日（木）正午まで</u> |
| ○ 申 込 方 法 | インターネット（電子フォーム）で申込（P3） |

- | | |
|-------------|---|
| ○ 第 一 次 試 験 | 日 付：令和8年9月20日（日）
場 所：沖縄女子短期大学
※9時までに受付を完了させてください
※延期の場合は会場が変更となります（P2） |
| ○ 第 二 次 試 験 | 日 付：令和8年10月18日（日）
場 所：与那原町役場
※9時までに受付を完了させてください |
| ○ 第 三 次 試 験 | 日 付：令和8年12月6日（日）
場 所：与那原町役場
※別途通知する時刻までに受付を完了させてください |

1 募集職種・受験資格

(1) 活字印刷文による筆記試験及び口頭による面接試験等に対応できる者で、各職種における受験資格の項目をすべて満たす必要があります。

職 種		採用 予定 人数	受 験 資 格
行政職	上級	若干名	1. 平成9年4月2日（満29歳）から平成17年4月1日（満22歳）までに生まれた者 2. 学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者。（令和9年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等以上の学力があると認められる者（注1） ＊2の該当者は、行政職（中級・初級）は受験できません。
	中級		1. 平成11年4月2日（満27歳）から平成19年4月1日（満20歳）までに生まれた者 2. 学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者。（令和9年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等の資格があると認められる者（注2） ＊2の該当者は、行政職（初級）は受験できません。
	初級		1. 平成13年4月2日（満25歳）から平成21年4月1日（満18歳）までに生まれた者 2. 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者（令和9年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等の学力を有すると認められる者 ＊ただし、以下の者を除く。 ①学校教育法に基づく4年制大学を卒業した者。（令和9年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等以上の学力があると認められる者（注1） ②学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者。（令和9年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）または、これと同等の資格があると認められる者（注2）

(注1) 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法に定める大学の専攻科に入学ができる者又は、大学院への入学資格のある者で、外国において4年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

(注2) 「同等の資格があると認められる者」とは、昭和59年人事院公示第6号（人事院の認定に関わる受験資格）第3項に定める者で、下記の者がこれにあたります。

ア 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上で、かつ

1, 600時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者又は令和9年3月末日までに卒業見込みの者

イ 職業能力開発促進法に基づく職業能力開発大学校及び短期大学校を卒業した者又は令和9年3月末日までに卒業見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に規定する、次の欠格条項に該当する者

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 与那原町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 第一次試験

(1) 日時・試験科目・場所等

実施日	試験科目	時間	会 場
令和8年9月20日(日) 受付開始時間：8時30分 受験時の説明：9時10分 ※9時までに受付を終えて ください	教養試験	60分	沖縄女子短期大学 ※台風等で延期があった場合は会場を与那原町コミュニティセンターに変更します。

*** 9時までの受付に間に合わない場合は、受験することはできません。**

*** 第一次試験の当日、台風等により、午前7時時点で暴風警報が発令されている場合は、試験実施日を令和8年9月27日(日)に延期します(試験会場が変更になります)のでご注意ください。**

なお、試験の延期及び延期後の試験詳細については、町ホームページにてお知らせします。

(2) 合格者の発表

第一次試験	令和8年10月8日(木) 14:00	役場掲示板及びホームページに掲載するほか、合格者へ通知します。
-------	-----------------------	---------------------------------

3 第二次試験

(1) 日時・試験科目・場所等

実施日	試験科目	時間	会 場
令和8年10月18日(日) 受付開始時間：8時30分 受験時の説明：9時10分 ※9時までに受付を終えて ください	適性検査	55分	与那原町役場
	パーソナリティ検査	35分	
	ケース式記述試験	60分	

*** 9時までの受付に間に合わない場合は、受験することはできません。**

*** 第二次試験の当日、台風等により、午前7時時点で暴風警報が発令されている場合は、試験実施日を令和8年10月25日(日)に延期します。**

なお、試験の延期及び延期後の試験詳細については、町ホームページにてお知らせします。

(2) 合格者の発表

第二次試験	令和8年11月11日(水) 14:00	役場掲示板及び町ホームページに掲載 するほか、合格者へ通知します。
-------	------------------------	--------------------------------------

4 第三次試験

(1) 日時・試験科目・場所等

実施日	試験科目	時間	会 場
令和8年12月6日(日) ※受付開始時間は別途通知 します。	面接	20分程度	与那原町役場

(2) 合格者の発表

第三次試験	令和8年12月18日(金) 14:00	役場掲示板及びホームページに掲載 するほか、合格者へ通知します。
-------	------------------------	-------------------------------------

5 採用候補者名簿の登載、採用

- (1) 第三次試験に合格した者(最終合格者)は、職種ごとに作成される採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載されます。
- (2) 名簿の有効期限は、最終合格発表の日(名簿登載日)から次回実施する与那原町職員採用候補者試験の最終合格者発表日の前日まで又は令和10年3月31日までのいずれか早い方となります。
- (3) 名簿登載者数は、採用予定数に採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、採用数を上回る合格者数となり、名簿に登載されても採用にならないことがございます。
- (4) 職員の採用は、任命権者が名簿の中から採用者を決定します。
- (5) 卒業見込みの者で、令和9年3月31日までに卒業ができない者は採用される資格を失います。
- (6) 受験資格がないことが判明した場合には、合格を取消します。また、採用後にその事実が判明した場合には、懲戒免職処分の対象となります。

6 受験申込について

*申込はインターネットで行ってください。

以下のページにアクセスし、受験申込をしてください。

【URL】

<https://logoform.jp/f/7bMEi>



(1) 申込期間

令和8年8月4日(火) 午前10時から令和8年9月10日(木) 正午まで

(2) 留意事項

- ① 顔写真は申込者本人のみを撮影したもので3ヶ月以内に撮影され、正面、無帽、無背景

のものを使用してください。また、メガネを着用する場合は、レンズに光の反射がないものを使用してください。

- ② 試験延期及び延期後の試験詳細については、町ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。
- ③ 申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより、申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。
- ④ システムトラブルについての責任は一切負いません。
- ⑤ 本人控えの受験票は、第一次試験当日に受付で配布します。

※受験申込に要する通信料などの費用は、申込者の負担となりますのでご了承ください。

※受験申込み後、メールアドレスへ送られてくる URL から受付進捗状況を確認できます。

※受験申込内容の修正はできませんのでご注意ください。

7 成績開示

与那原町職員採用候補者試験の結果は、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、開示を請求することができます。

開示は与那原町役場総務課窓口にて行います（本人確認が必要なため、電話、手紙等による開示はいたしません）。

対象者	開示内容	開示期間	請求方法	請求場所
第一次試験 受験者	第一次試験の 最終得点	それぞれの試験の合格発表 から1ヶ月間	受験者本人が、受験票又は本人であることを確認できる書類等（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参し、平日午前9時～午後4時までに請求してください。（正午から午後1時まで除く。） なお、土曜日、日曜日及び祝日は請求できません。 ※代理人による請求はできません。	与那原町役場 3階 総務課窓口
第二次試験 受験者	第二次試験の 最終得点			
第三次試験 受験者	第三次試験の 最終得点			

8 その他

- (1) 試験会場には、時間に余裕をもって来場し、受付を行ってください。
- (2) 試験会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関等を利用してください。
- (3) 試験は、回答用紙にマークする方式（マークシート方式）及び筆記試験です。試験当日はHBの鉛筆（シャープペンシル）及び消しゴムを持参してください。
- (4) 筆記用具、時計、受験票以外は机の上に置いてはいけません。

※スマートフォンなどの携帯電話、スマートウォッチ等、情報機器としての機能を有する物は、時計としても一切使用できません（会場には時間表示があります）。

※試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッ

チ、電子辞書類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、ポケットに入れていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は不正行為とみなし失格となりますのでご注意ください（必ず電源を切りカバン等に保管してください）。

- (5) 試験会場は空調がついております。必要な方は適宜上着（カーディガン等）をご準備ください。
- (6) 試験会場は喫煙施設がありません。敷地内での喫煙は禁止します。

***お問い合わせ先 与那原町役場 総務課 電話 098-945-2201**